

平成 23 年 7 月 20 日

お問い合わせの「確認事項 2」につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

なお、公正取引協議会準備委員会参加登録者や、仏壇製造、販売、小売関係者に周知するため、公正取引協議会準備委員会のホームページで、貴確認事項 2 及び本会の回答を公開させていただきたく、あわせてお伺いいたします。

仏壇公正取引協議会準備委員会 発起人代表 小堀賢一

確認事項 2 及び回答

1 細則又は運用要領

1-1 規約第 21 条第 3 項及び 4 項の規定は、

- ① 細則又は運用要領（ガイドラインを含む。以下同じ。）は、公正取引協議会設立後、同協議会が、自らの裁量により定め、変更し、又は廃止するものである
- ② 公正取引協議会は、細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、事後的に、当該細則又は運用要領を消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るという内容であるとの理解でよいか。
異なる場合には、上記①及び②の別に具体的に説明されたい。

(答)

そのように理解している。

1-2 仏壇公正取引協議会準備委員会発起人会（以下「発起人会」という。）において、ガイドライン制定の必要性が認識されている（前回確認事項 1-3 の回答）部分（別参考資料として提出された「仏壇の表示に関する公正競争規約、同施行規則及びガイドラインなど」の「ガイドラインなど」の列）等を参照したところ、以下の点（a～j）については、公正取引協議会設立後、同協議会が、細則又は運用要領を定める可能性があるという理解でよいか。

異なる場合には、a～j のそれぞれについて具体的に説明されたい。

- a 規則第 1 条第 2 項に規定する「たとえば、『家具調仏壇』など」に対する規約・施行規則の準用の具体的内容
- b 規約第 4 条第 1 号イの「木地主材料」の「主」の定義
- c 規約第 4 条第 1 号エの「主な金箔粉等」の「主な」の定義
- d 規則第 7 条別表 2 中「正面表面仕上げ」の「漆仕上げ」と表示できない場合（多量の化学塗料を漆に混合した場合など）の具体的な内容
- e 規則第 9 条別表 4 中「所定の工程」の具体的な内容

- f 規則第9条別表4中原産国の定義の詳細（「原産国に関する表示」について、ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合の考え方を含む。）
- g 規則第10条の「外形寸法」の誤差の許容範囲
- h 規則第13条の「主芯材」の「主」の定義
- i 規則第15条別表6中ひとつの工程を複数国にまたがって施工した場合の考え方
- j 規則第48条中「注文生産等を除く」の「等」の具体的な範囲

(答)

そのように理解している。

- 1-3 上記1-2 a～jについては、認定申請の時点においては、細則又は運用要領の具体的な内容、及び細則又は運用要領を定めるか否かがいずれも確定していないという理解でよいか。
異なる場合には、a～jのそれぞれについて具体的に説明されたい。

(答)

そのように理解している。

2 原産国

- 2-1 規則別表4及び別表6について、「原産国：中国」、「原産国：ベトナム」等と、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合には、例えば、「組立・仕上げ」の工程だけを当該国で施工していればよいという理解でよいか。

(答)

原産国については、7月13日付け確認事項への回答及びその参考資料「仏壇の原産国について」のように考えており、仮に、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合には、同参考資料の「国産」を「原産国：中国」、「原産国：ベトナム」等と読み替えて、同様の考え方（WTOウルグアイ・ラウンドで合意された原産地規則協定に基づく原産地規則の調和作業で採用されている考え方。）で原産国がどこかを吟味する必要があると考えている。この考え方に拠れば、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合に、「組立・仕上げ」の工程を当該国で施工しているだけでは足りない。

- 2-2 規則別表4及び別表6について、「原産国：中国」、「原産国：ベトナム」等と、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合には、当該表示の基準は「付加価値基準」に拠っていないという理解でよいか。

(答)

原産国については、7月13日付け確認事項への回答及びその参考資料「仏壇の原産国について」のように考えている。仮に、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合は、同参考資料の「国産」を「原産国：中国」、「原産国：ベトナム」等と読み替えて、同様の考え方（WTOウルグアイ・ラウンドで合意された原産地規則協定に基づく原産地規則の調和作業で採用されている考え方。注）で原産国

がどこかを吟味する必要があると考えている。その考え方は、「付加価値基準」の考え方も含んでいる。

注：7月13日付け確認事項への回答の参考資料「仏壇の原産国について」4ページ記載のように、「国際的な原産地規則の議論の「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用する」考え方。

2-3 2-2において、「付加価値基準」に拠っていない場合、どのような基準に基づく表示に当たるのかを説明されたい。

(答)

原産国については、7月13日付け確認事項への回答及びその参考資料「仏壇の原産国について」のように考えている。仮に、海外の特定の国が原産国である旨の表示を行う場合は、同参考資料の「国産」を「原産国：中国」、「原産国：ベトナム」等と読み替えて、同様の考え方（WTOウルグアイ・ラウンドで合意された原産地規則協定に基づく原産地規則の調和作業で採用されている考え方。注）で原産国がどこかを吟味する必要があると考えている。その考え方は、「付加価値基準」の考え方も含んでいる。

注：7月13日付け確認事項への回答の参考資料「仏壇の原産国について」4ページ記載のように、「国際的な原産地規則の議論の「実質的変更基準」のうち「関税番号変更基準」及び「補足的基準」のうち「付加価値基準」を考慮しつつ「加工工程基準」で運用する」考え方。

3 その他

3-1 規約第4条第2項における「訪問販売、通信販売、テレビショッピング等」の「等」とは何かについて具体的に説明されたい。

(答)

公正競争規約の先例に拠った案としている。規約第4条第2項の「等」の解釈については、消費者庁、公正取引委員会、及び先行する他業界の規約の解釈例に従いたい。

また、消費者庁及び公正取引委員会から、「等」を削除した方が良い、又は、「等」でなくこのように限定列举した方が良いなど、このように修正すべきという指導があれば、それを踏まえ、発起人会で再検討する用意がある。

(参考) ピアノの表示に関する公正競争規約（抄）

（店頭等における必要表示事項）

第9条（略）

2 訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。

3-2 前回確認事項6-1及び6-2について、「電子ピアノの規約を参考とし、・・・規定した。」と回答されているところ、仏壇特有の不当な二重価格表示を想定して禁止規定を定めたいという趣旨ではなく、一般的に景品表示法に違反する二重価格表示を禁止する旨の規定を定めたい趣旨という理解でよいか。

異なる場合には、具体的に説明されたい。

(答)

そのように理解している。

以上